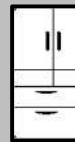


設置後の申請ができます!

「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用事業

令和5年度(2023年度) 第2期

省エネ性能 ★★★★★ 4.0



越谷市 省エネ家電買換促進補助金

越谷市は、ゼロカーボンシティの実現に向け、市内の店舗等において省エネ家電への買換え購入を行う方に対し、補助金を交付します。申請書は、市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kaden2.html



1. 申請期間〔先着順〕

令和6年(2024年) **1月15日**(月)8:30~**3月8日**(金)17:15 必着

- ◆ 土日・祝日を除く 8:30~17:15
- ◆ 提出書類に不備がある場合、受付不可。
- ◆ 先着順のため、予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。
- ◆ 受付期間内に予算の範囲を超える申請があった場合は、超えた日に到着した交付申請書(不備があるものを除く)の中から、抽選により交付対象者等を決定します。なお、電子申請の場合は、17:15 までの申請を当日の申請とし、17:16 以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。
- ◆ 受付期間外に申請書をご提出頂いた場合、受付できかねますので予めご了承ください。

2. 申請先

(1) 窓口

環境政策課窓口 (越谷市役所第三庁舎 4 階)

- ◆ 受付の初日・2日目となる 1月15日(月)及び 16日(火)は、窓口の混雑が予想されるため、越谷市役所第三庁舎4階 会議室(A・B)を受付窓口とします。

(2) 郵送

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷 4-2-1 環境政策課 省エネ補助金窓口

- ◆ 郵送状況が確認できる方法(簡易書留又はレターパックプラス)で送付してください。

(3) 電子申請

以下の電子申請フォームから申請してください。

- ◆ これから購入・設置する方:

https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64558

- ◆ 既に購入・設置している方:

https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64581



3. 補助対象者 (次の①~③をすべて満たす方)

- ① 申請書提出時点で越谷市内に住所を有する方。
- ② 令和5年(2023年)8月15日から令和6年(2024年)3月8日までに補助対象機器を購入及び自らが居住する住宅へ設置する方。
- ③ 市税等(市民税及び県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税)の滞納がない方。
※ 同一年度内1世帯1台まで。1世帯で複数の申請は不可。エアコンと冷蔵庫の同時申請は不可。

(1)これから購入・設置する方も
(2)既に購入・設置している方も
対象です!

4. 補助対象機器

次の基準を満たす省エネ性能の高い **エアコン** または **冷蔵庫**

- ① 『統一省エネルギーラベル』多段階評価点4つ星(4.0)以上

- ◆ 「省エネ型製品情報サイト」で、エアコンは「エアコン 目標年度 2027」(※旧基準は対象外)、冷蔵庫は「電気冷蔵庫 目標年度 2021」をご確認ください。

- ② 越谷市内の店舗等で購入し、自らが居住する住宅に設置してある既設のエアコンまたは冷蔵庫から買換えにより、設置するもの。

- ◆ 令和5年度越谷市省エネ家電買替促進補助金の交付を受けている場合は対象外。
- ◆ 新規の購入は対象外。
- ◆ 中古品・リース品は対象外。
- ◆ 修繕等は対象外。
- ◆ 市外の店舗等で購入したものは対象外。
- ◆ 国、地方公共団体等の公的機関が行う他の補助制度の対象となっている機器は対象外。



対象となる省エネ性能の高い機器は「省エネ型製品情報サイト」で
ご確認ください。 <https://seihinjyoho.go.jp>



5. 補助金額

- 【補助対象経費】補助対象機器の購入費用(税別)
 - ◆ 既設機器の処分費や機器を設置する費用等は除く。 ◆ 消費税相当額は除く。
 - ◆ クーポン券やポイント、プレミアム付商品券で支払った額は除く。
- 【補助金の額】補助対象経費の1/2の額(千円未満切り捨て)を補助金の額とし、**限度額**は下記表のとおりです。

補助金の限度額	50,000 円 (例:市内に店舗はあるが市外に本店登記がある家電量販店やホームセンターなど)
市内に本店登記を有する法人又は、市内に住所及び事業所を有する個人事業主から購入した場合の補助金の限度額	90,000 円 (例:個人電気店や市内に店舗も本店登記もある家電量販店など)

6. 提出書類

下記の書類を、環境政策課窓口、郵送または電子申請で提出してください。

- ◆ 市税等の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことを確認できない場合には、市税等の完納を証明する書類の提出を求めることがあります。
- ◆ 提出いただいた書類は、返却できかねますので予めご了承ください。

購入・設置の状況により、提出書類が変わります	
申請時に提出(令和6年3月8日まで)	
□ [申請者または同一世帯の家族以外が代理人となる場合] 委任状	
(1)申請時点でこれから購入・設置をする場合	(2)申請時点で既に購入・設置をしている場合
□ 交付申請書(第1号様式)	□ 交付申請書(第1号様式) □ 請求書(第7号様式)
□ 補助対象機器のメーカー、機器型番、機器設置に関する費用や販売店がわかる見積書の写し(※原則、有効期限内のもの)	□ 補助対象機器の購入金額、購入日、メーカー、機器型番、販売店名がわかる領収書の写し及び領収書の費用の内訳が分かる書類 □ 機器メーカー等が発行した省エネ家電の保証書の写し(※販売店の印がなくても可)
□ 買換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真(※写真は、A4用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。)	□ 買換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真または家電リサイクル券(排出者控え)の写し(※A4用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。)
	□ 買換え後の省エネ家電の設置の状況が分かる写真(※写真は、A4用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。)
↓	
購入・設置後に提出(令和6年3月15日まで)	
□ 実績報告書(第5号様式)	
□ 請求書(第7号様式)	
□ 補助対象機器の購入金額、購入日、メーカー、機器型番、販売店名がわかる領収書の写し及び領収書の費用の内訳が分かる書類	
□ 機器メーカー等が発行した省エネ家電の保証書の写し(※販売店の印がなくても可)	
□ 買換え後の省エネ家電の設置の状況が分かる写真(※写真は、A4用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。)	



予算額 2,000万円
令和5年度越谷市一般会計補正予算(第7号)

先着順のため、予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内であっても受付を終了します。

7. 申請後の流れ

書類審査後、申請者が指定した金融機関の口座（※申請者本人の口座に限ります。）に、補助金が振り込まれます。振込日についての個別連絡はいたしませんので、振り込みがされているか各自でご確認をお願いします。

購入・設置の状況により、申請後の流れが変わります

(1)申請時点でこれから購入・設置をする場合		(2)申請時点で既に購入・設置をしている場合	
申請者(第2期)	越谷市(第2期)	申請者(第2期)	越谷市(第2期)
申請書及び添付書類の提出 (令和6年1月15日から3月8日までの先着順)		機器の購入・設置 (令和5年8月15日から令和6年3月8日まで)	
	書類審査・受理① 交付決定通知書の郵送	申請書・請求書及び添付書類の提出 (令和6年1月15日から3月8日までの先着順)	
機器の購入・設置 (令和6年3月8日まで)	受領 (受理①から約2週間後)		書類審査・受理 交付決定通知書の郵送
報告書・請求書及び添付書類の提出 (令和6年3月15日必着)	書類審査・受理② 交付額確定通知書の郵送	受領 (受理から約4週間後)	指定口座への支払い
	受領 (受理②から約2週間後)	入金確認 (受理から約6週間後)	
入金確認 (受理②から約4週間後)	指定口座への支払い		

8. 計画の変更について

申請時点で購入・設置をしていなかった場合で、交付決定を受けた内容(補助対象機器、購入予定店舗、設置場所等)を変更・中止しようとするときは、購入・設置するよりも前に「計画変更等承認申請書(第3号様式)」を提出してください。

9. 実績報告・請求書の提出期限

令和6年(2024年)3月15日(金)17:15 必着

申請時点で購入・設置をしていなかった場合は、3月8日までに機器を購入・設置し、「実績報告書(第5号様式)」及び「請求書(第7号様式)」に必要書類を添えて、3月15日までに環境政策課窓口、郵送または、電子申請で提出してください。

申請時点で既に購入・設置をしていた場合は、申請時に「請求書(第7号様式)」を提出してください。なお、「実績報告書(第5号様式)」の提出は不要です。

10. 注意事項

- ◆ 提出書類を審査したうえで必要がある場合には、現地調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- ◆ 申請者は、補助金を受領し設置した補助対象機器について、設置完了から耐用年数の間、適切な管理を継続しなければなりません。やむをえない事情で処分等をおこなう場合には、あらかじめ「財産処分承認申請書(第8号様式)」を提出してください。

11. よくある質問

◆ 補助対象者・補助対象機器について

Q01 越谷市省エネ家電買換促進補助金の交付を受けていますが、本補助金の対象になりますか？

A01 同一年度内1世帯1台までのため、令和5年度越谷市省エネ家電買換促進補助金の交付を受けている場合は、補助の対象となりません。なお、令和4年度越谷市省エネエアコン買換促進補助金の交付を受けている場合は、同一年度ではないため、補助の対象となります。

Q02 すでに購入または設置した機器は対象になりますか？

A02 令和5年8月15日から令和6年3月8日までに購入・設置した機器が対象になります。申請前にすでに購入・設置している場合と申請後に購入・設置を予定している場合では、申請時の提出書類が変わりますので、ご注意ください。

Q03 買換えではなく、新規で購入する場合は対象になりますか？

A03 既設の機器からの買換えを対象としているため、新規で購入する場合は、補助の対象となりません。

Q04 自らが居住する住宅以外に設置する場合も対象となりますか？

A04 申請時点で住所を有し、自らが居住する住宅に設置する場合にかぎり補助の対象となります。

Q05 住宅と店舗が一緒になっている場合も対象となりますか？

A05 店舗等を兼ねている住宅に設置する場合で、居住する住宅部分に設置する場合には、補助の対象となります。

Q06 市外の事業所(ネットストア等を含む)で購入した場合は対象となりますか？

A06 越谷市内にある販売店や事業所等から購入しなかった場合は、補助の対象となりません。

Q07 購入を検討しているエアコンまたは冷蔵庫の多段階評価点がわかりません。

A07 「省エネ型製品情報サイト

(<https://seihinjyoho.go.jp>)で、

エアコンは「エアコン 目標年度 2027」を、
冷蔵庫は「電気冷蔵庫 目標年度 2021」を
ご確認ください。



Q08 事業所への省エネ家電の買換えは、対象になりますか？

A08 エネルギー価格の高騰等の影響を受けた生活者への支援を目的としているため、補助の対象となりません。

Q09 エアコンと冷蔵庫の両方を申請してもいいですか？

A09 同一年度内1世帯1台までのため、エアコンと冷蔵庫の同時申請はできません。いずれか1台のみを選択して、申請してください。

Q10 ほかの補助金でも補助を受けていますが、本補助金の対象になりますか？

A10 補助対象機器の購入・設置費用について、国や県その他の団体の補助や助成を受けている場合には、補助の対象となりません。

◆ 交付申請・実績報告などの提出書類について

Q11 申請者本人ではなく同居の家族が申請書を持参する予定ですが、委任状が必要ですか？

A11 申請者と同一世帯の方が申請に来られる場合、委任状は必要ありません。

Q12 すでに購入・設置している場合は、書類の提出は1回だけということになりますか。

A12 その通りです。申請時点ですでに購入・設置をしている場合は、申請時に、「越谷市省エネ家電買換促進補助金交付申請書(第1号様式)」及び「越谷市省エネ家電買換促進補助金請求書(第7号様式)」に、必要書類を添えてご提出ください。

Q13 添付する見積書に補助対象機器以外のものが含まれていても良いですか？

A13 補助対象機器以外のものが含まれていても問題ありませんが、補助対象機器(メーカー、機器型番がわかるもの)に係る費用が明確にわかる内訳書を添付してください。

Q14 添付する領収書の金額に補助対象機器以外のものが含まれていても良いですか？

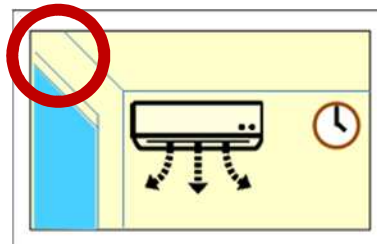
A14 領収書に補助対象機器以外のものが含まれている場合には、補助対象機器に係る費用がわかるように但し書きを加えてください。また、内訳が分かる書類を必ず添付してください。

Q15 申請時や報告時に添付する写真とは、どのようなものですか？

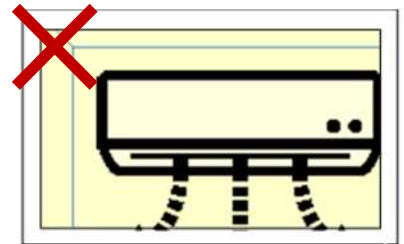
A15 買換え前の既設のエアコンまたは冷蔵庫の状況がわかる写真と、買換え後の補助対象機器の設置の状況がわかる写真を添付ください。

買換えの前後が確認できるように、家電本体だけの拡大写真は避けて

いただき、なるべく同じレイアウトの



【良い例】機器の周囲も見える



【悪い例】機器本体しか見えない

写真をご用意ください。なお、写真は、A4 用紙に印刷いただくか、糊付けしてください。

Q16 すでに購入しており、買換え前の状況がわかる写真がありませんが、申請できますか？

A16 既設機器の設置の状況が分かる写真が用意できない場合は、それに代わるものとして家電リサイクル券(排出者控え)の写しをご提出ください。家電リサイクル券(排出者控え)の写しも用意できない場合は、環境政策課までご相談ください。

Q17 郵送で申請書を提出する場合に、発送日を申請日として取り扱ってもらえますか？

A17 郵送物(申請書)が市役所に届いた日付を、申請を受理した日付として取り扱います。

ただし、申請受付期間外に市役所に届いた場合や書類に不備がある場合には受理できません。

Q18 電子申請で提出する場合に、深夜の申請についても当日の申請として取り扱ってもらえますか？

A18 電子申請で申請した場合は、17:15 までの申請を当日の申請とし、17:16 以降の申請は、翌日の申請として取り扱います。

◆ 購入や設置について

Q19 申請時点で購入・設置をしていなかった場合、いつから購入・設置して良いですか？

A19 越谷市が申請書類を審査・受理してから令和6年3月8日までに購入・設置してください。ただし、提出書類に不備がある場合には受理できませんので、ご注意ください。

Q20 購入時に使用したポイントやクーポンを使用した場合は、補助金に影響しますか？

A20 販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引)やポイント等を使用した場合には、補助対象機器の費用(税別)から差し引いた額を補助対象経費とします。また、プレミアム付商品券を使用した場合も、クーポンやポイントと同様に、補助対象機器の費用(税別)からプレミアム付商品券使用額を差し引いた額を補助対象経費とします。そのため、補助金が減額となる可能性があります。

◆ 変更・中止について

Q21 申請時点で購入・設置をしていなかった場合で申請後に見積りや内容に変更があった場合、変更申請が必要ですか？

A21 内容に変更がある場合(次のいずれかに当てはまる場合)は、購入・設置するよりも前に「変更等承認申請書(第3号様式)」を提出するようにしてください。 ※補助金の増額は行いません。

・ 補助対象機器の変更 ・ 購入店舗の変更 ・ 設置場所の変更

Q22 申請時点で購入・設置をしていなかった場合で申請後に購入を中止した場合、どのような手続きが必要ですか？

A22 「変更等承認申請書(第3号様式)」の提出が必要になります。環境政策課までご提出ください。

◆ 補助金の請求について

Q23 請求書を提出したのですが、補助金はいつ頃振り込まれますか？

A23 申請時点で購入・設置をされていなかった場合は、購入・設置後に越谷市が請求書を受理した日から約4週間後に指定の口座に振り込みをさせていただきます。申請時点ですでに購入・設置をされていた場合は、越谷市が請求書を受理した日から約6週間後に指定の口座に振り込みをさせていただきます。

振り込み完了についてご連絡はいたしませんので、振り込みがされているか各自でご確認をお願いします。

～交付申請の事前チェック表～

書類作成時の注意事項

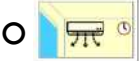

消せるボールペンによる記入は、認められません。	
ご提出いただいた書類は、返却いたしません。	
誤って記入したときは、修正テープなどを使用せず、二重取り消し線を引いてください。	
電子申請の場合、添付書類の文字や数字等がきちんと読解できるデータを提出してください。	

補助金を受けるうえでの前提条件

令和5年度省エネ家電買換促進補助金の補助を受けていませんか？同一年度内1世帯1台までの申請となります。	
申請時点で、越谷市内に住所を有していますか？	
機器は新規の購入ではなく既設の機器からの買換えですか？	
越谷市内の店舗等からの購入ですか？	
申請後に購入・設置をする場合、令和6年3月8日までに補助対象機器を購入し、自らが居住する住宅へ設置できますか？	
申請時点で既に購入・設置をしている場合、令和5年8月15日以降に購入し、自らが居住する住宅へ設置していますか？	
申請時点で、市税等(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税並びに国民健康保険税)の滞納がありませんか？	
国、地方公共団体等の公的機関が行うほかの補助制度との併用はありませんか？	

(1)申請時点でこれから購入・設置をする場合の申請時の提出書類

① 交付申請書(第1号様式)	
住所と氏名の表記は、住民基本台帳に登録されている表記と一致していますか？	
電話番号は、平日日中(8:30~17:15)に連絡がとりやすい番号ですか？	
「メーカー名」の記入欄には、例えば東芝・パナソニック・日立・富士通ゼネラル・三菱電機などの名称が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？	

「製品愛称」の記入欄には、例えばエオリア・霧ヶ峰・白くまくん・大清快・ノクリアなどの製品の愛称が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？		
「機種名(型番)」の記入欄には、購入を予定している製品の型番が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？(※特に冷蔵庫の場合は、色まで記載する必要があるので、ご注意ください。)		
「多段階評価点」の記入欄には、購入を予定している製品の統一省エネルギーラベルの星の数が数字で小数点1位まで記入してありますか？(※「★★★★☆4.0」ならば「4.0」)		
「購入(予定)店舗等」の「名称」の記入欄には、店舗名称が支店名まで記入してありますか？		
「設置場所」の記入欄には、申請者の住所と同じ住所が記入してありますか？		
「設置(予定)日」の記入欄には、設置予定日の日付が記入されていますか？設置予定日が決まっていない場合は、「未定」に○を記入してください。		
「補助対象経費」の記入欄	補助金の対象とならない設置費用や既設の機器の処分にかかる費用などが含まれていませんか？	
	税抜価格で記入してありますか？(※見積書が税込価格で記載されている場合は、1.1で割ってください。)	
	割引がある場合やポイント等を使用する予定がある場合は、税抜価格から当該金額を差し引いていますか？	
「補助対象経費×50/100」の記入欄には、「補助対象経費」を2で割り、千円未満を切り捨てた額になっていますか？		
「市内法人・事業者該当」の記入欄には、購入を予定している店舗等が、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主に該当する場合には「あり」に○を、該当しない場合には「なし」に○を記入してありますか？		
「交付申請額」の記入欄には、上限額となる「9万円」または「5万円」に○を記入してあるか、限度額に達しない場合は「補助対象経費×50/100」の額を記入してありますか？		
交付申請書の2ページ目、「誓約・同意事項」の口欄全てに、「✓」が記入してありますか？		
②見積書の写し		
①補助対象機器のメーカー名、②機種名(型番)、③購入費用と設置費用の区分、④販売店の名称及び住所等について記載がありますか？		
原本ではなく、写しですか？		
有効期限の記載がある場合、申請書提出日時点で有効期限内ですか？		
③買換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真		
機器だけの拡大写真ではなく、周囲の状況がわかるレイアウトになっていますか？		○  × 
A4サイズの用紙に印刷しているか、糊付けしていますか？		
④委任状		
(※申請者本人または同一世帯のご家族が申請する場合には不要です。)		

(2)申請時点で既に購入・設置をしている場合の申請時の提出書類

①交付申請書(第1号様式)		
住所と氏名の表記は、住民基本台帳に登録されている表記と一致していますか？		
電話番号は、平日日中(8:30~17:15)に連絡がとりやすい番号ですか？		
「メーカー名」の記入欄には、例えば東芝・パナソニック・日立・富士通ゼネラル・三菱電機などの名称が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？		
「製品愛称」の記入欄には、例えばエオリア・霧ヶ峰・白くまくん・大清快・ノクリアなどの製品の愛称が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？		
「機種名(型番)」の記入欄には、購入した製品の型番が、省エネ型製品情報サイトの掲載内容に合致するように記入してありますか？(※特に冷蔵庫の場合は、色まで記載する必要があるので、ご注意ください。)		

「多段階評価点」の記入欄には、購入した製品の統一省エネルギーラベルの星の数が数字で小数点1位まで記入してありますか？(※「★★★★☆4.0」ならば「4.0」)		
「購入(予定)店舗等」の「名称」の記入欄には、購入した店舗名称が支店名まで記入してありますか？		
「設置場所」の記入欄には、申請者の住所と同じ住所が記入してありますか？		
「設置(予定)日」の記入欄には、設置した日の日付が記入されていますか？		
「補助対象経費」の記入欄	補助金の対象とならない設置費用や既設の機器の処分にかかる費用などが含まれていませんか？	
	税抜価格で記入してありますか？(※領収書が税込価格で記載されている場合は、1.1で割ってください。)	
	割引がある場合やポイント等を使用した場合は、税抜価格から当該金額を差し引いていますか？	
「補助対象経費×50/100」の記入欄には、「補助対象経費」を2で割り、千円未満を切り捨てた額になっていますか？		
「市内法人・事業者該当」の記入欄には、購入した店舗等が、市内に本店登記を有する法人又は市内に住所及び事業所を有する個人事業主に該当する場合には「あり」に○を、該当しない場合には「なし」に○を記入してありますか？		
「交付申請額」の記入欄には、上限額となる「9万円」または「5万円」に○を記入してあるか、限度額に達しない場合は「補助対象経費×50/100」の額を記入してありますか？		
交付申請書の2ページ目にある「誓約・同意事項」の口欄全てに、「✓」が記入してありますか？		
②請求書(第7号様式)		
同時に提出された交付申請書(第1号様式)に基づいて内容を精査しますので、①提出日、②額確定通知日と番号、③請求金額の記載は空欄になっていますか？		
口座は申請者本人名義ですか？		
請求書(第7号様式)については修正等ができませんので、修正テープや取り消し線などは使っていませんか？(※書き損じた場合等は、市ホームページからダウンロードが可能です。)		
③領収書の写し及び領収書の費用の内訳が分かる書類		
①購入金額、②購入日、③補助対象機器のメーカー名、④機器型番、⑤購入した店舗等の名称(及び住所)について記載がありますか？		
原本ではなく、写しですか？		
購入費用と設置費用等の区分がありますか？		
補助対象機器以外のものが含まれている場合は、対象部分が分かるようになっていますか？		
④メーカー等が発行した省エネ家電の保証書の写し		
購入した店舗等が発行した保証書ではなく、メーカー等が発行した保証書の写しですか？		
原本ではなく、写しですか？		
⑤買換え前の既設機器の設置の状況が分かる写真または家電リサイクル券(排出者控え)の写し		
A4サイズの用紙に印刷しているか、糊付けしていますか？		
⑥買換え後の省エネ家電の設置の状況が分かる写真		
機器だけの拡大写真ではなく、周囲の状況がわかるレイアウトになっていますか？	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
A4サイズの用紙に印刷しているか、糊付けしていますか？		
⑦委任状		
(※申請者本人または同一世帯のご家族が申請する場合には不要です。)		

越谷市 環境経済部 環境政策課 ※8:30~17:15(土日・祝日を除く)

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2-1 第三庁舎 4階
TEL:048-963-9183

<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi.shisei/kurashi/kankyo/kankyoseisaku/kaden2.html>

